

議案第14号

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

地方自治法の一部改正により、令和6年度から、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとされたことから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の手当の種類に「勤勉手当」を追加します。(第2条)
- (2) 勤勉手当の支給割合等は職員に準じるものとし、支給対象は期末手当を支給する会計年度任用職員とします。なお、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、報酬1か月当たりの平均額とします。
(第13条の2、第21条の2)
- (3) その他文言の整理を行います。(第4条、第13条、第21条)

3 施行日

令和6(2024)年4月1日

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高根沢町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び通勤に係る費用弁償をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)</p> <p>第4条</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項及び<u>第21条第2項</u>を除き、以下同じ。）が決定する。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項において同じ。）の定めの場合</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び通勤に係る費用弁償をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)</p> <p>第4条</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項<u>及び第21条</u>において同じ。）</p>

計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第17条の4の規定

は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して町規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内

の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第21条 給与条例第17条から第17条の3ま

での規定は、任期の定めが6箇月以上の

パートタイム会計年度任用職員（1週間

当たりの勤務時間が著しく少ない者とし

て町規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内

における会計年度任用職員としての任期
(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項において同じ。)の定め
の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第21条の2 給与条例第17条の4の規定

は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町規則で定めるものを除く。次項において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して町規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の4の規定による勤勉手当の支給について準用する。

における会計年度任用職員としての任期の定め
の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。